

事 務 連 絡

令和 5 年 12 月 22 日

一般社団法人全国警備業協会 御中

警察庁生活安全局生活安全企画課長

国家公安委員会が所管する事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針等の改正について（周知）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 56 号。以下「改正法」という。）が令和 6 年 4 月 1 日から施行され、事業者による社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供が義務化されることになりました。

これに伴い、国家公安委員会が所管する事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の一部を改正する告示（令和 5 年国家公安委員会告示第 51 号。以下「改正対応指針」という。）が令和 5 年 12 月 15 日に公布され、令和 6 年 4 月 1 日から施行されます。

貴協会におかれましては、障害のある方への差別を解消するための取組を推進するため、改正法及び改正対応指針の内容について、傘下団体、会員企業等への周知に御協力いただきますようお願いいたします。